

電子メールによる情報提供実施要綱

制定 令和3年3月19日付け法私第 5553 号法務私学課長通知
改正 令和3年6月1日付け法私第 891 号法務私学課長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき情報提供施策の一層の充実を図り、情報公開の推進に資するとともに、行政手続における書面規制等の見直しと行政サービスの効率的な提供の実現を図るため、電子メールによる情報提供の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象文書)

第2条 この要綱による電子メールによる情報提供の対象となる公文書は、別表第1に掲げるものとする。ただし、処理の結果紛議論争を生ずるおそれがあるものについては、この限りでない。

(情報提供の実施)

第3条 公文書を管理する担当課所（以下「担当課所」という。）の長は、条例第8条の規定による開示請求の手続等が必要な場合を除き、別表第1に掲げる公文書について、電子メールにより情報提供を実施することができる。この場合において、担当課所の長は、条例の趣旨を踏まえて、迅速な情報提供に努めるものとする。

(情報提供の依頼)

第4条 別表第1に掲げる公文書の情報提供を依頼する者は、件名に情報提供依頼である旨を明記するとともに、次に掲げる事項を本文に記載のうえ、別表第2に掲げるアドレスあてに電子メールを送信しなければならない。

- (1)依頼者の氏名
- (2)別表第1に掲げる公文書の名称
- (3)事業所等の一覧を示す公文書にあっては必要な期間及びその内容、その他の公文書にあっては事業年度、工事番号、発注者等の提供を希望する公文書を特定することができる内容

(情報提供)

第5条 担当課所の長は、前条の規定により依頼のあった電子メールに返信するなど電子

メールを利用することにより、公文書の写しを電磁的記録により提供するものとする。この場合において、当該提供は、PDFファイルにより提供することを原則とするが、依頼者が希望する場合で、担当課所において、提供する電磁的記録に別表第1に掲げる情報のみが入力されていることを確認できたときは、他のファイル形式により提供することができる。

(他の制度との調整等)

第6条 県民総合相談・情報提供窓口（本庁）及び県政情報閲覧コーナー（総合庁舎）に配架している行政資料に係る情報提供については、この要綱の規定は、適用しない。

2 法令等の規定により、情報提供の実施に関して特別の定めがある場合には、この要綱の規定は適用せず、当該情報提供の実施は、法令等の定めるところによる。

(実施状況の報告)

第7条 情報提供を行った担当課所の長は、4月30日までに、別紙様式により前年度に行った情報提供の依頼件数、実施件数及び提供した公文書の数を、法務私学課長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。